

220214

220826

総合評価落札方式における賃上げを実施 する企業に対する加点措置について

※今回、あらたに追加となった箇所について、「着色（黄色）表示」としています。

中部地方整備局 技術管理課

令和4年 8月

【概要・対象案件】

【背景】

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）
「緊急提言から未来を切り拓く[新しい資本主義]とその起動に向けて～」 （令和3年11月8日新しい資本主義実現会議）

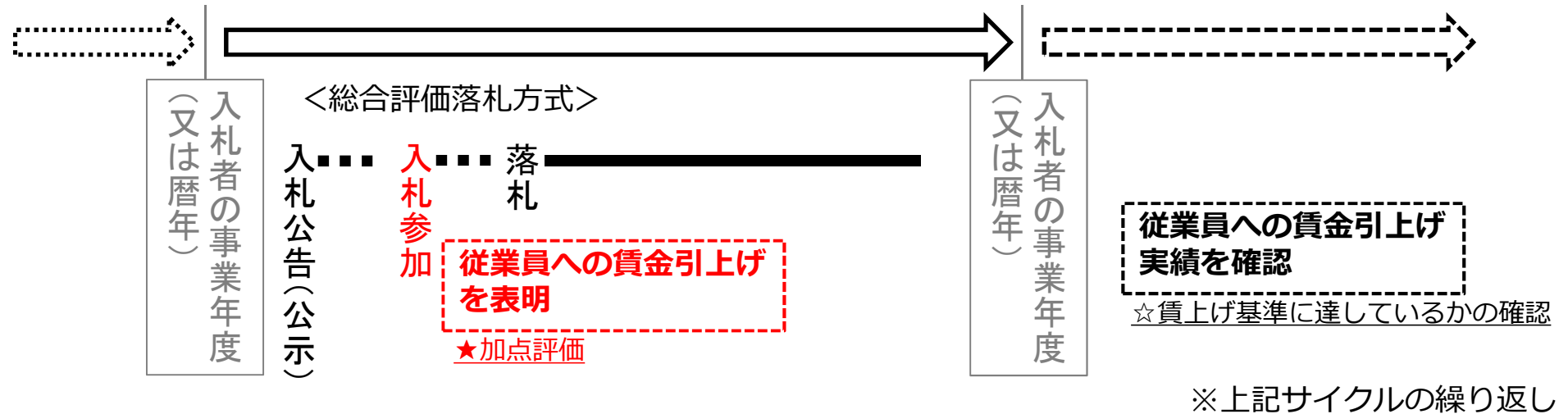
賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討する



※令和3年12月17日 財務大臣から各省・各庁の長へ通知

総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行う。

【実施のイメージ】



【1. 対象となる案件】

- 適用時期：令和4年4月1日以降に契約を締結する「総合評価落札方式」のうち、**令和4年2月1日以降に公告（公示）を行う調達案件。**
- 適用案件：総合評価落札方式で調達する工事、業務等全てを対象とする。（プロポーザル方式は対象外）

【評価項目】

【2. 評価項目について】

以下のいずれかを入札者が選択可能な評価項目とする。

- 1) 契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※」を別紙に記載の率以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- 2) 契約を行う予定の年の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※」を別紙に記載の率以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※中小企業等においては、「給与総額」とするが、実情に応じて「給与総額」又は「給与等受給者一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能。

中小企業等とは、「法人税法」第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。

【参考】 法人税法 第66条

1. 内国法人である普通法人、一般社団法人等(別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいう。次項及び第三項において同じ。)又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の三十の税率を乗じて計算した金額とする。
2. 前項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)、一般社団法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の二十二の税率による。
3. 公益法人等(一般社団法人等を除く。)又は協同組合等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の二十二の税率を乗じて計算した金額とする。
4. 事業年度が一年に満たない法人に対する第二項の規定の適用については、同項中「年八百万円」とあるのは、「八百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。
5. 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
6. 第四条の七(受託法人等に関するこの法律の適用)に規定する受託法人については、第二項の規定は、適用しない。

【評価方法】

【3. 評価方法について】

総合評価落札方式において、【2. 評価項目】に基づき、賃上げの実施を表明した企業等に対して加点を行う。

- ・ 入札参加者は総合評価落札方式において「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出し、これをもって評価を行う。
- ・ 中小企業等においては、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」と、直近の事業年度の「法人税申告書別表1」の提出を行い、中小企業等に該当しているかの確認も合わせて実施する。

<賃上げの実施を表明した企業等の加点>

(1) 物品、役務、工事

評価項目	評価基準	配点
賃上げの実施を表明した企業等	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で <u>給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加</u> させる旨、従業員に表明していること【大企業】 契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で <u>給与総額又は給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加</u> させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	加算点の5%以上の整数

(2) 建設コンサルタント業務等

評価項目	評価基準	配点
賃上げの実施を表明した企業等	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で <u>給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加</u> させる旨、従業員に表明していること【大企業】 契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で <u>給与総額又は給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加</u> させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	技術点の5%以上の整数 3

＜提出資料：表明書＞ ※賃上げを実施する企業については、入札参加時において、以下資料(表明書)を提出する。

＜大企業用＞

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度(令和 年 月 日から令和 年 月 日までの当社事業年度)
 (又は○年)において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度(又は
 対前年)増加率△%以上とすること
 を表明いたします。
 従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日
 株式会社
 (法人番号13桁を記載)
 (住所を記載)
 代表者氏名

上記の内容について、我々従業員は、令和 年 月 日に、□□□という方法
 によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日
 株式会社
 従業員代表 氏名 印
 給与又は経理担当者 氏名 印

＜中小企業等用＞

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度(令和 年 月 日から令和 年 月 日までの当社事業年度)
 (又は○年)において、【給与総額】又は【給与等受給者一人あたりの平均受給
 額】を対前年度(又は対前年)増加率△%以上とすること
 を表明いたします。
 従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日
 株式会社
 (法人番号13桁を記載)
 (住所を記載)
 代表者氏名

上記の内容について、我々従業員は、令和 年 月 日に、□□□という方法に
 よって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日
 株式会社
 従業員代表 氏名 印
 給与又は経理担当者 氏名 印

- 注1) ○年度、○年、△%以上については、入札説明書の総合評価落札方式に関する事項
 の賃上げの実施に関する評価基準を確認の上、記載すること。
- 注2) 本様式により従業員に表明した場合には「を表明いたします。」、本様式とは別に表明
 し合意した場合には「従業員と合意したことを表明いたします。」を選択し記載してください。
- 注3) 従業員代表、給与又は経理担当者の押印をした書類の「写し」を提出すること。
- 注4) 共同企業体で加点を希望する場合は、当該企業体に属する全ての企業が本様式を提出
 すること。

- 注1) 【給与総額】又【給与等受給者一人あたりの平均受給額】については、企業の実態に
 応じて、いずれかを選択の上、記載すること。
- 注2) ○年度、○年、△%以上については、入札説明書の総合評価落札方式に関する事項
 の賃上げの実施に関する評価基準を確認の上、記載すること。
- 注3) 本様式により従業員に表明した場合には「を表明いたします。」、本様式とは別に表明
 し合意した場合には「従業員と合意したことを表明いたします。」を選択し記載してください。
- 注4) 従業員代表、給与又は経理担当者の押印をした書類の「写し」を提出すること。
- 注5) 共同企業体で加点を希望する場合は、当該企業体に属する全ての企業が本様式を提出
 すること。
- 注6) 中小企業等については、本様式と併せて、直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を
 提出すること。

【評価方法：参考2：配点イメージ】

【工事の場合】 ※除算方式

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= (\text{技術評価点}) / (\text{入札価格}) \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点} \times + \text{施工体制評価点}) / (\text{入札価格}) \quad \text{※加算点の5\%以上(整数)を加点} \end{aligned}$$

標準点：競争参加者の技術提案が、発注者が示す最低限の要求要件を満たした場合に100点を付与

施工体制評価点：入札説明書等に記載された要求要件を実現できるかどうかを審査・評価し、その確実性に応じて付与される点数

契約方式	一般競争(拡大)						WTO	
	施工能力評価型				技術提案評価型			
	企業能力評価型	チャレンジ型	施工能力評価型II型		施工能力評価型I型		技術提案評価型S型	技術提案評価型S型
本官工事			分任官工事	本官工事	分任官工事			
加算点計	24点	35点	36点	40点	36点	40点	60点	60点
賃上げを実施する企業に対する加点	2点	2点	3点	3点	3点	3点	4点	4点
賃上げが未達成であった企業に対する減点	(-3点)	(-3点)	(-4点)	(-4点)	(-4点)	(-4点)	(-5点)	(-5点)

注)「工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン(令和3年10月:中部地方整備局)より算出。
注)上記配点に変更等があった場合は別途お知らせする。

【業務の場合】 ※加算方式

$$\text{評価値} = (\text{技術評価点}) + (\text{価格点})$$

<従来技術点60点の場合> 技術評価点 = 60点 × (技術点合計 注) / 64点

<従来技術点30点の場合> 技術評価点 = 30点 × (技術点合計 注) / 32点

注) 技術点合計 = (技術点) + (加算点※) ※技術点合計の5%以上(整数)を加点

契約方式	総合評価落札方式	
	発注区分	簡易型(1:1)
従来技術点	(1:1、1:2、1:3)	30点
賃上げを実施する企業に対する加点		2点
賃上げが未達成であった企業に対する減点		(-3点)
技術点合計		32点
技術評価点		30点

注)「令和3年度建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きに関するガイドライン(令和3年10月:中部地方整備局)より算出。
注)上記配点に変更等があった場合は別途お知らせする。

【実績確認】

【4. 賃上げ実績の確認について】

表明書を提出した者が落札者となった契約について、当該落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか当該落札者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう）が終了した後、確認を行う。

- ・ 確認にあたっては、
 2. 1)の場合においては、賃上げ表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」によって実施する。
 2. 2)の場合においては、賃上げ表明した年とその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」によって実施する。

～参考：提出資料～

※「法人事業概況説明書」を作成しない場合は、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出

法人事業概況説明書 (FB1006)

別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。記載欄が不足する項目につきましては、お子数ですが、適宜の用紙に別添記載の上、添付願います。

業種番号

法人名 住所 電話番号

1 事業内容

4 期末従業員等の状況

10 主要科目

OCR入力用 (この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

この用紙は1枚1枚を大切にしてください。

令和 〇〇 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表 (FE0104)

平成28年1月1日以後提出用

提出用

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (309)

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)

3 報酬・料金・契約金等の源泉徴収票合計表 (309)

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)

【参考】法人事業概況説明書

【参考】給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る運用等について / 令和4年2月8日

1. 賃上げ実績の確認の運用等について

- 賃上げ実績の確認については、「法人事業概況説明書」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」等の提出をもって確認を行うとしているが、入札説明書においては『※3 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。』と記載有り。

1. 確認書類の提出方法

○賃上げ実績の確認時、税理士又は公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面(別添様式)を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。

※内容について、必要に応じて受注者側に確認を行う場合がある。

※仮に制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後に減点措置を行う。

※なお、賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ実績を証明することも可能である。

2. 「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

○中小企業等においては、実態に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能。

○各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能。

○入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価することも可能。

※なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するものである。

※例えば、役員報酬だけをあげるのみとなっているなど、実態として従業員の賃上げが伴っていないにも関わらず、実績確認を満足するために恣意的に評価方法を採用することや賃上げを表明した期間の開始前の一定期間において賃金を意図的に下げる等により賃上げ表明期間の賃上げ率の嵩上げを図ること等は、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為と見なされる。

※ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断することも可能とする。

具体的な場合の例

○各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみ^①の基本給や所定内賃金などにより評価する

- ・ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等は、継続雇用している給与等受給者への支給額で給与総額等^②を評価する。
- ・定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者を除いて給与総額等^②を評価する。
- ・ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や介護休暇の取得者など給与水準が変わる従業員等を除いて給与総額等^②を評価する。
- ・働き方改革を進める中で、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応するため、計画的に超過勤務を減らしている場合については、超過勤務手当等を除いて給与総額等^②を評価する。
- ・災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従事することが求められ、その対価として超過勤務手当等が従業員等に支給される。災害対応は、自ら制御できない年変動があり、このような場合、超過勤務や一時雇用を除いて給与総額等^②を評価する。
- ・業績に応じて支給する一時金や賞与等を除いて給与総額等^②を評価する。

○入札説明書に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行われたもので評価する

- ・実績確認に用いるとされた主要科目に一部の従業員の給与が含まれない場合、別途これを考慮して評価する。
- ・実績確認に用いるとされた主要科目に外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費が含まれてしまう場合、これを除いて評価する。
- ・実績確認に用いるとされた主要科目に退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれてしまう場合は、これを除いて評価する。
- ・役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合は、これを除いて評価する。
- ・令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。

具体的な場合の例

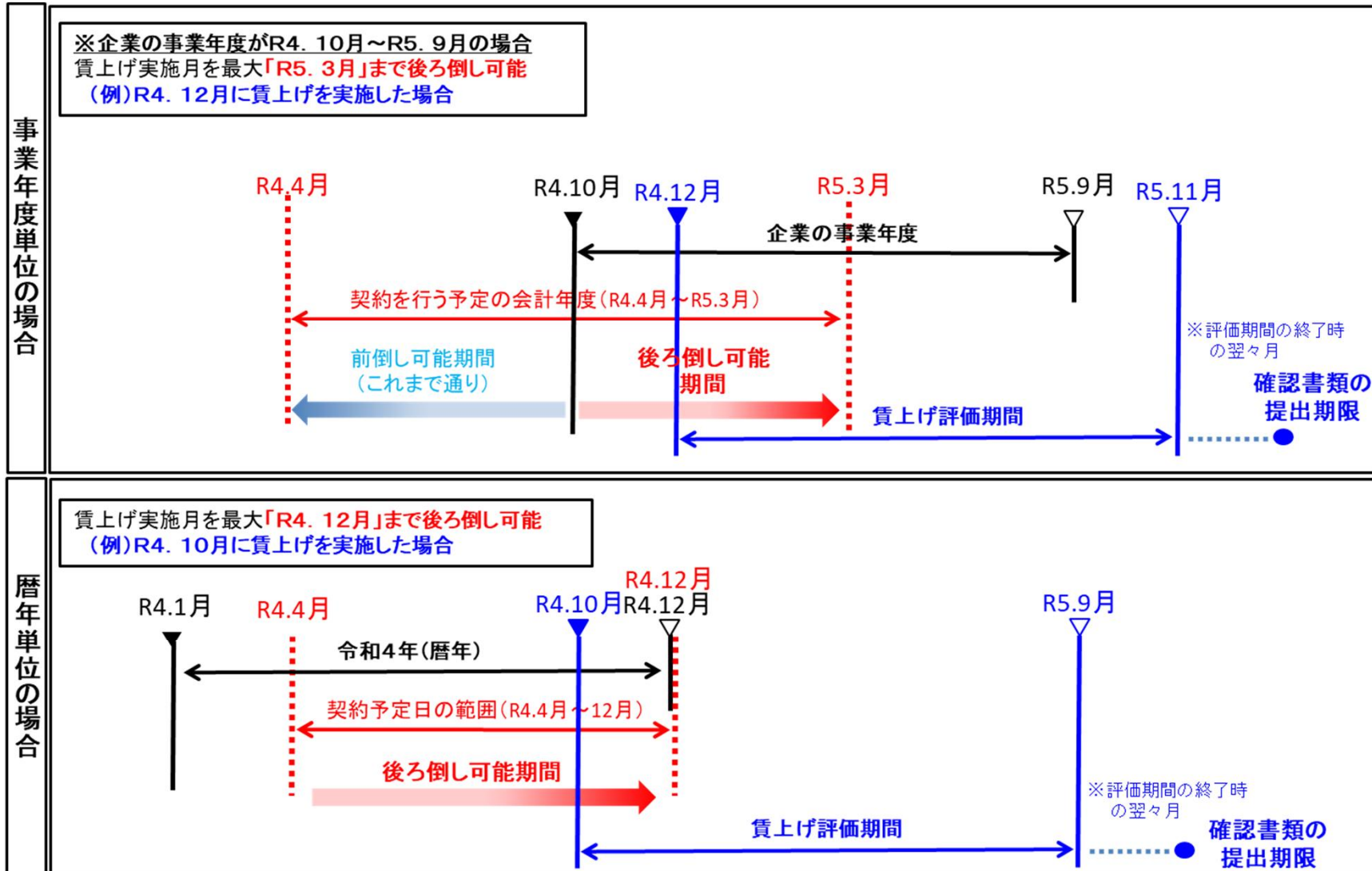
- ・事業年度開始月より後の賃上げについて、次のいずれにも該当する場合には、事業年度開始月よりも後の賃上げ開始月から1年間の賃上げ実績を評価することができる。
 - ①契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること。
※暦年中の賃上げを表明している場合にあつては、当該暦年内に賃上げが行われていること。
 - ②当該事業者の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること。(意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと。)
※賃上げ実績の確認時期は、事業年度終了後又は当該暦年終了後を基準とするのではなく、当該評価期間の終了時を基準とするため、確認書類は当該評価期間の終了時の翌々月までに中部地方整備局総務部契約課に提出すること。

なお、上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない。

【実績確認】 <参考資料>

中部地方整備局

事業年度開始日より後の賃上げについては、条件(※)を満たす場合、賃上げ実施日から1年間の賃上げ実績を評価することが可能。



※満たすべき条件(①かつ②)

- ① 契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること(暦年中の賃上げを表明している場合にあつては、当該暦年内に賃上げが行われていること)
- ② 当該企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること(意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと)

【実績確認】 ※運用編④

(別紙様式)

賃金引上げ計画の達成について

私は、〇〇株式会社が、令和〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの〇〇株式会社の事業年度）（又は〇年）において、令和〇年〇月〇日付け「従業員への賃金引上げ計画の表明書」と同等の賃上げを実施したことを別添書類によって確認いたしました。

(同等の賃上げ実績と認めた評価の内容)

(記載例1) 評価対象事業年度においては、〇人の従業員が退職する一方、〇人の新卒採用者を雇用することになり、給与支給総額が〇%増加にとどまったものの、継続雇用している〇人の給与支給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

(記載例2) 評価対象の前事業年度は災害時の応急対策に従事することなどによる超過勤務手当が多く発生した（対前年度〇%増加）が、評価対象年度においてはその対応がなかったため、超過勤務手当は〇%減と大きく減少した。これらの要因により、給与支給総額は〇%の増加にとどまったものの、基本給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

令和 年 月 日

(住所を記載)

(税理士又は公認会計士等を記載) 氏名 〇〇 〇〇

(添付書類)

- ・〇〇〇
- ・〇〇〇

税理士又は公認会計士等の第三者により「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面を、賃上げを行ったことを示す書類とともに提出する。

※(同等の賃上げ実績と認めた評価の内容)について、記載例に基づき、記載を行う。

※賃上げ実績を確認した、年月日及び確認を行った第三者(税理士又は公認会計士等)の氏名を記載する。

※別途、賃上げを行ったことを示す書類を別途添付する。

2. 賃上げ実績の確認のための書類の提出について

落札者が事業年度により賃上げを表明し加点を受けた場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに、契約担当官等に提出させるものとしているところであるが、法人税法(昭和40年法律第34号)第75条の2の規定により、申告書の提出期限の延長がなされた場合には、上記契約担当官等への提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長する。

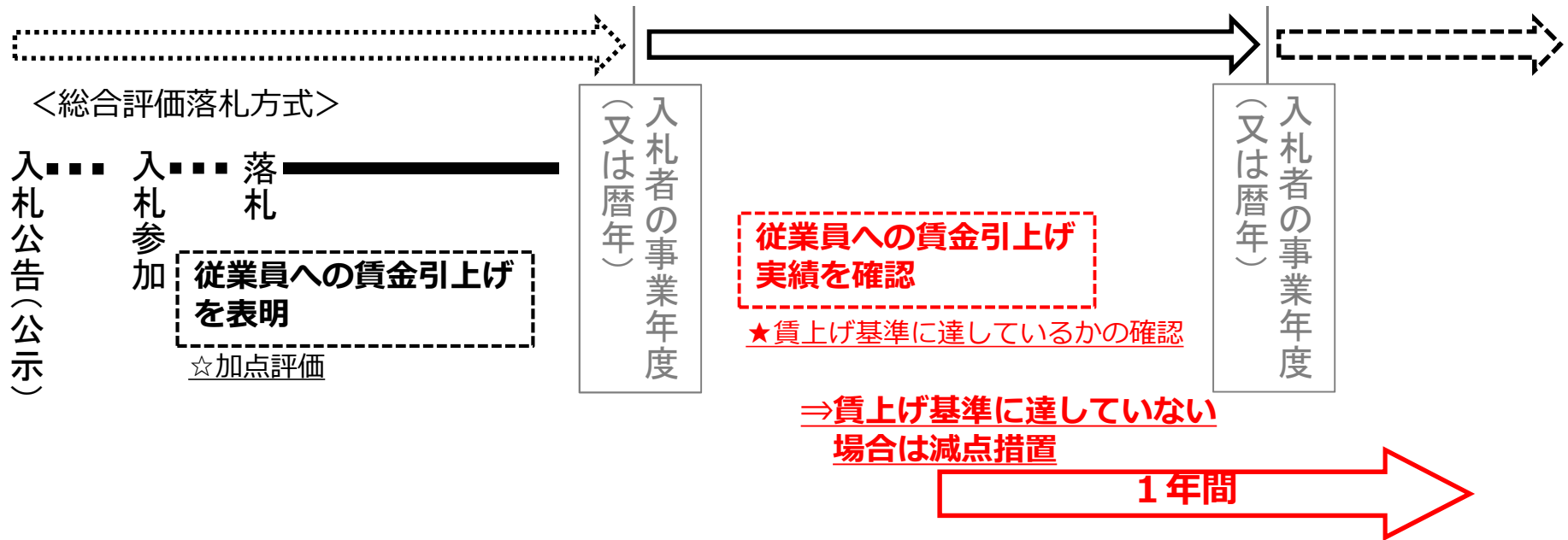
3. 経年的に本制度による加点を受けるために賃上げ表明を行う期間について

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とする。

【5. 賃上げ基準に達していない場合の措置について】

本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の主旨を意図的に逸脱している場合は、同者に対して、**当該入札において本取組により加点する割合よりも大きな割合の減点をする**こととする。

【実施のイメージ】



※減点対象は、他省庁を含め政府の総合評価落札方式によるすべての調達を対象となる。
 ※減点措置の対象者に対し、減点措置の開始時期及び期間(1年)等について別途通知を行う。
 ※確認にあたり、所定の書類を期限までに提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行うこととする。

【未達成の場合の措置②】

■減点措置の取扱いについて

確認書類提出期限までに提出されない場合、表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合、減点措置を実施することとしていますが、以下の例に示すような、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者については、減点措置を課さないものとします。

【天災地変等やむを得ない事情の例】

- (1) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条第1項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。
- (2) 各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。
- (3)(1)及び(2)に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名または記名・捺印した理由書が中部地方整備局総務部契約課に提出され、中部地方整備局長が必要ないと認める場合には、減点措置を課さないこととする。
 - ① 自然災害(風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等)や人為的な災害(火災等)等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合
 - ② 主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合
 - ③ 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合

など

※「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定していますが、これに限定するものではありません。

※ 個別具体の天災事変等が(1)及び(2)に相当すると認められるかどうかについては、別途お知らせします。

※ (1)から(3)は例示であり、これ以外の事象等についても別途お知らせする場合があります。

【入札説明書等への記載1】

【6. 入札説明書等への記載について】

今後適用となる物品、役務、工事、建設コンサルタント業務等については、本資料2～5に関わる内容として、以下に記載する事項等を『入札説明書等』に追記する。

～入札説明書等の記載例ー工事・建設コンサルタント業務等～

注) 内容については、標準の「ひな形」を参考として記載しております。個別の詳細内容については、公告等がされた「入札説明書等」をご確認願います。

<入札公告> ※「工事概要」に以下を追記する。

(○)本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

<入札説明書> ※「工事概要」に以下を追記する。

(○)本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

<入札説明書> ※「総合評価に関する事項」に以下を追記する。

(○)賃上げの実施に関する評価

評価項目	評価基準	配点割合
賃上げの実施を表明した企業等	令和○(※)年4月以降に開始する最初の事業年度または令和○(※)年(暦年)において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】※1	○点(※)
	令和○(※)年4月以降に開始する最初の事業年度または令和○(※)年(暦年)において、対前年度または前年比で給与総額又は給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】※1	

※1 本評価項目で加点を希望する入札参加者は、別紙1の1又は様別紙1の2の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(以下「表明書」という。)を提出すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。表明書の提出が無い場合は加点しない。

また、経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

(つづき)

また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。

なお、本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに契約担当官等が確認を行う。本項目で加点を受けた落札者は、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、下記に定める期限までに契約担当官等に提出するものとする。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」(別紙3)の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額(以下「合計額」という。)を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を決算日(別紙1の1に記載の事業年度の末日)の翌日から起算して2か月以内に契約担当官等に提出すること。

ただし、法人税法(昭和40年法律第34号)第75号の2の規定により申告書の提出期限の延長がなされた場合には、契約担当官等への提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙4)の「1給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「○A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする(※2及び3)。暦年単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を翌年の1月末までに契約担当官等に提出すること。

※2 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は別紙3の「合計額」と、暦年単位の場合は別紙4の「支払金額」とする。

※3 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。
この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙○のとおりである。

上記の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合(1点大きな配点)の減点を行う。

なお、共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

(つづき)

ただし、以下の例に示すような、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者については、減点措置を課さないこととする。

- (1) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条第1項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。
- (2) 各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。
- (3) (1)及び(2)に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名または記名・捺印した理由書が中部地方整備局総務部契約課に提出され、中部地方整備局長が必要ないと認める場合には減点措置を課さないこととする。
 - ① 自然災害(風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等)や人為的な災害(火災等)等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合
 - ② 主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合
 - ③ 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合など

※ 「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定していますが、これに限定するものではありません。

※ 個別具体の天災事変等が(1)及び(2)に相当すると認められるかどうかについては、別途お知らせします。

※ (1)から(3)は例示であり、これ以外の事象等についても別途お知らせする場合があります。

(※)○年: 契約を行う予定の年度または暦年を記載すること。

○点: 加算点の5%以上の整数となるよう設定すること。

【入札説明書等への記載4】

別紙〇

1. 確認書類の提出方法

○賃上げ実績の確認時、税理士又は公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面（様式〇）を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。

※内容について、必要に応じて受注者側に確認を行う場合がある。

※仮に制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後に減点措置を行う。

※なお、賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ実績を証明することも可能である。

2. 「同等の賃上げ実績」と認められることができる場合の考え方

○中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能。

各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみ基本給や所定内賃金などにより評価することも可能。

入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価することも可能。

※なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するものである。

※例えば、役員報酬を上げるのみとなっているなど、実態として従業員の賃上げが伴っていないにも関わらず、実績確認を満足するために恣意的に評価方法を採用することや賃上げを表明した期間の開始前の一定期間において賃金を意図的に下げる等により賃上げ表明期間の賃上げ率の嵩上げを図ること等は、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為と見なされる。

※ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断することも可能とする。

（具体的な場合の例）

（○各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみ基本給や所定内賃金などにより評価することも可能）

- ・ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等は、継続雇用している給与等受給者への支給額で給与総額等を評価する。
- ・定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者を除いて給与総額等を評価する。
- ・ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や介護休暇の取得者など給与水準が変わる従業員等を除いて給与総額等を評価する。
- ・働き方改革を進める中で、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応するため、計画的に超過勤務を減らしている場合については、超過勤務手当等を除いて給与総額等を評価する。
- ・災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従事することが求め

られ、その対価として超過勤務手当等が従業員等に支給される。災害対応は、自ら制御できない年変動があり、このような場合、超過勤務や一時雇用を除いて給与総額等を評価する。

- ・業績に応じて支給する一時金や賞与等を除いて給与総額等を評価する。

（○入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価する）

- ・実績確認に用いるとされた主要科目に一部の従業員の給与が含まれない場合、別途これを考慮して評価する。
- ・実績確認に用いるとされた主要科目に外注や派遣社員の一時的な雇入れによる労務費が含まれてしまう場合、これを除いて評価する。
- ・実績確認に用いるとされた主要科目に退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれてしまう場合は、これを除いて評価する。
- ・役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合は、これを除いて評価する。
- ・令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。

- ・事業年度開始月より後の賃上げについて、次のいずれにも該当する場合には、事業年度開始月よりも後の賃上げ開始月から1年間の賃上げ実績を評価することができる。

①契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること。

※暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に賃上げが行われていること。

②当該企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること。（意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと。）

※賃上げ実績の確認時期は、事業年度終了後又は当該暦年終了後を基準とするのではなく、当該評価期間の終了時を基準とするため、中部地方整備局総務部契約課への確認書類の提出期限は、当該評価期間の終了月の翌々月末までとなる。

※なお、上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない。

(別紙様式)

賃金引上げ計画の達成について

私は、〇〇株式会社が、令和〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの〇〇株式会社の事業年度）（又は〇年）において、令和〇年〇月〇日付け「従業員への賃金引上げ計画の表明書」と同等の賃上げを実施したことを別添書類によって確認いたしました。

(同等の賃上げ実績と認めた評価の内容)

(記載例1) 評価対象事業年度においては、〇人の従業員が退職する一方、〇人の新卒採用者を雇用することになり、給与支給総額が〇%増加にとどまったものの、継続雇用している〇人の給与支給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

(記載例2) 評価対象の前事業年度は災害時の応急対策に従事することなどによる超過勤務手当が多く発生した（対前年度〇%増加）が、評価対象年度においてはその対応がなかったため、超過勤務手当は〇%減と大きく減少した。これらの要因により、給与支給総額は〇%の増加にとどまったものの、基本給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

令和 年 月 日

(住所を記載)

(税理士又は公認会計士等を記載) 氏名 〇〇 〇〇

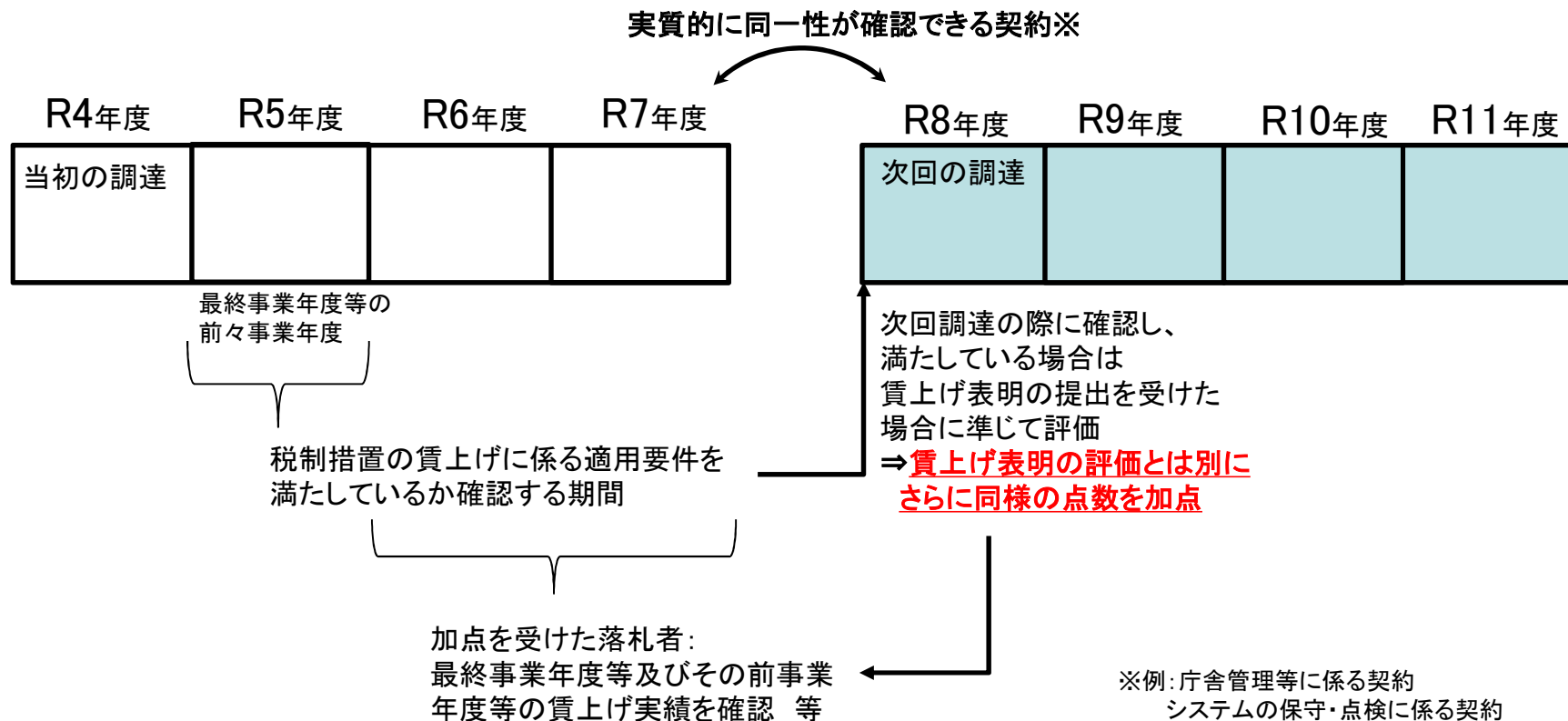
(添付書類)

- 〇〇〇
- 〇〇〇

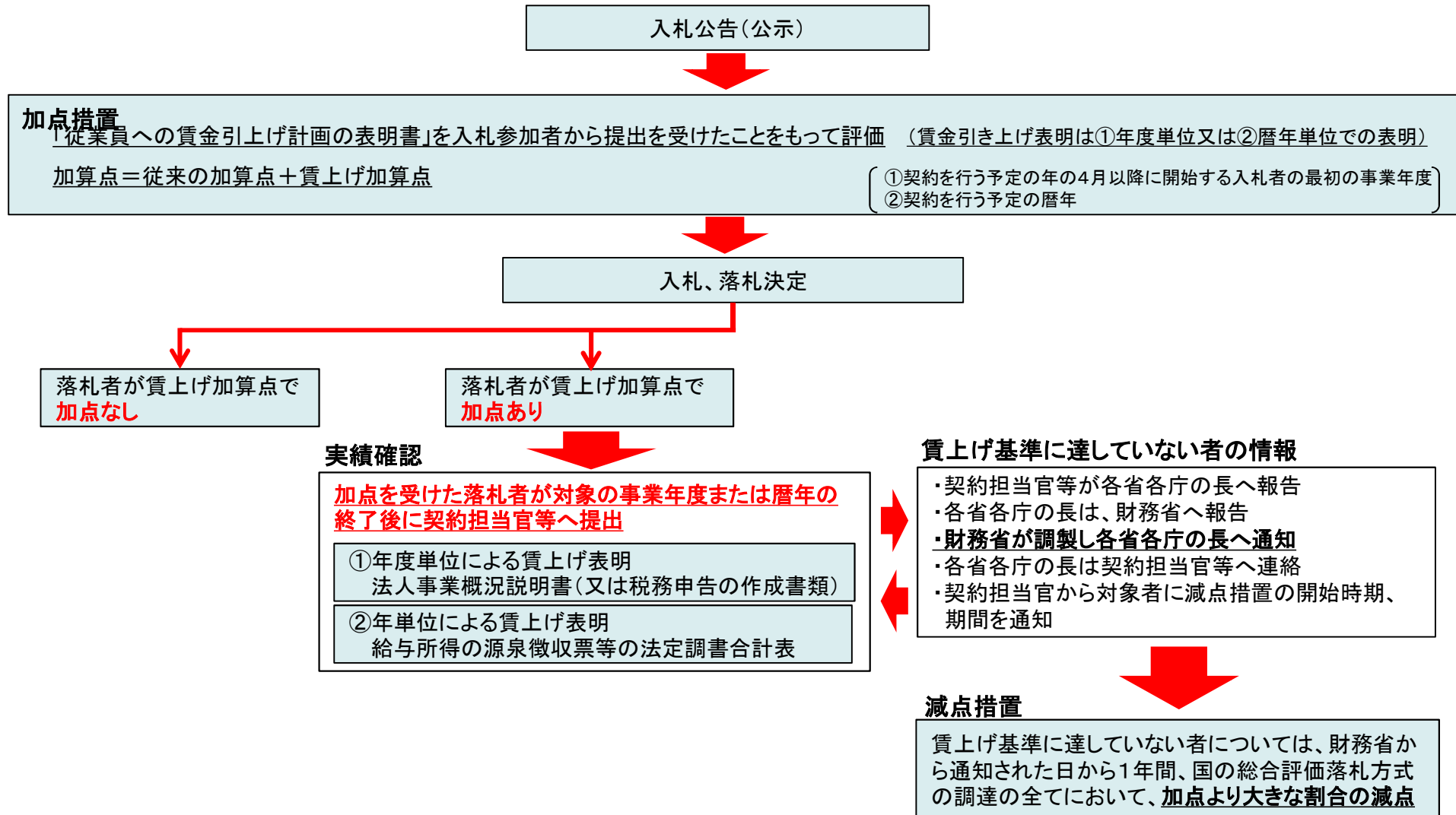
【7. 国庫債務負担行為による複数年契約の次回調達における加点について】

複数年契約の2年目以降の賃上げを促すため、一部※の国債（複数年年度）契約では、次回調達において前回調達の2年度目以降の賃上げ実績を確認し、結果に応じて加点を行う。

※事業の同一性が確認される契約で4か年以上の国債による契約が該当



～参考：全体フロー～



【参考：表明書提出にあたっての注意点①】

【表明書の提出にあたっての注意点】

①賃上げ表明に関わる評価基準(賃上げ対象期間)について

③賃上げの実施に関する加算点は以下のとおり付与する。

評価項目	評価基準 ①	配点
賃上げの実施を表明した企業等	令和4年4月以降に開始する最初の事業年度または令和4年(暦年)②において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している①と【大企業】※1	●点
	令和4年4月以降に開始する最初の事業年度または令和4年(暦年)②において、対前年度または前年比で給与総額又は給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】※1	

○「表明書」に記載頂く、賃上げ実施の対象期間については、下記いずれかの選択となります。

①事業年度で表明する場合

⇒賃上げ対象期間については、**令和4年4月以降に開始する最初の事業年度**、令和4年度(令和4年〇月〇日から令和5年〇月〇日)が対象となります。

②暦年で表明する場合

⇒賃上げ対象期間については、**令和4年**(令和4年1月1日から令和4年12月31日)が対象となります。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、〇年度(令和 年 月 日から令和 年 月 日までの当社事業年度)
(又は〇年)において、【給与総額】又は【給与等受給者一人あたりの平均受給額】を対前年度(又は対前年)増加率△%以上とすることを表明いたします。
従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日

株式会社
(法人番号13桁を記載)
(住所を記載)
代表者氏名

上記の内容について、我々従業員は、令和 年 月 日に、□□□という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社
従業員代表 氏名 印
給与又は経理担当者 氏名 印

「事業年度」で表明

⇒令和4年度4月以降に開始する最初の事業年度となっていますか
(年月日まで記載)

「暦年」で表明

⇒令和4年となっていますか

表明書の記載日

⇒本「表明書」が作成された日付となっていますか

従業員に対する賃上げ表明に関わる説明等

⇒賃上げ説明の実施日、また実施方法についての記載はありますか

表明書に関わる代表者等の証明

⇒記名とあわせて、押印はされていますか

【参考：表明書提出にあたっての注意点②】

【表明書の提出にあたっての注意点】

②中小企業等における追加提出資料(法人税申告書別表1)について

また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」（別紙11）を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。

○「中小企業等」におかれましては、表明書とあわせて、「法人税申告書別表1」を必ず提出願います。

○以下「法人税申告書別表1」提出時の「注意事項」となります。（※中小企業等の確認ポイント）

ア)法人区分欄左側「普通法人・・・①」に「○」且つ「非中小法人欄③」に「○」がないこと。

イ)法人区分欄右側「左記以外の公益法人等・・・②」に「○」があること。

⇒上記、ア)・イ)のいずれかに該当すれば『中小企業等』と判断します。

(中小企業等とは、法人税法第66条第2項又は3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。)

法人税申告書別表1

令和 年 月 日	事業年度分	令和 年 月 日	課税事業年度分	令和 年 月 日
令和 年 月 日	申告書	令和 年 月 日	申告書	令和 年 月 日

別表一 各事業年度の所得に係る申告書（内国法人）

法人区分欄：① 普通法人、② 左記以外の公益法人等、③ 非中小法人

申告書区分：法人税、国税、地方税、雑税

適用説明書提出の有無：有、無

税理士法第30条の書面提出有：有、無

税理士法第33条の2の書面提出有：有、無

③問い合わせ先

■「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」の詳細につきましては以下ホームページをご参照下さい。

○国土交通省 本省

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000101.html

○国土交通省 中部地方整備局

https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/chinage_katen/index.htm

■表明書等における作成方法の確認や、本制度についてのお問い合わせについては、以下へご連絡願います。

○中部地方整備局企画部

技術管理課

TEL 052-953-8131

(直通)